

吉田家文書 嘉永元年日記について

木山 貴満

日記の概要について

本資料は嘉永元年（一八四八）七月から九月にかけて、江戸への参府に際して肥後藩士・吉田鳩太郎が記した日記である。

※当館所蔵吉田家文書の概要及び吉田鳩太郎の略歴について

では、館報22・館報26で紹介しているので、適宜ご参照いただきたいⁱ⁾。

鳩太郎は文化一三年（二八一六）に生まれ、弘化三年（一八四六）に御合力米二〇石五人扶持で組付御中小姓へと召し出された。翌弘化四年には「二丸御広敷御番」へ任じられており、嘉永元年当時は世子訓三郎（のちの藩主慶順）の側近くに仕えていた。

訓三郎は当時の藩主斉護の二男で、家督継承権は当然ながら長兄の慶前が優先していた。しかし、凶らずも嘉永元年四月一四日、慶前は二十三歳の若さで江戸にて没してしまふⁱⁱ⁾。訓三郎は同年七月一九日に熊本を発して江戸へ向かうが、これはこの事態急変をうけたものと考えられる。訓三郎は前年に江戸から帰国したばかりであり、折り返しの慌しい参府となったⁱⁱⁱ⁾。そして鳩太郎もこの参府に訓三郎「御供」の一員として随行し、当該日記を作成するに至ったのである。嘉永元年当時、訓三郎は十三歳の若さであり、鳩太郎は三十二歳であった。

日記は縦25センチ、横17センチの豎帳仕立てで、一日ごとに訓三郎及び御供一行の行程、出来事などが簡潔にまとめられてい

る。鳩太郎は嘉永期から明治初期にかけて日記を残しているが、後年の日記にみられるような自身の行動や感想の記述などが当該日記ではあまり見られない。おそらく公務として鳩太郎が日記を作成したのは当該事例が初発であり、記述形式も後年の日記のように熟練していなかったと思われる。淡々と参府行程の進行を記録しており、まさしく公務用の備忘録的な意味合いが強くなっているものだろう。なお、帳面という資料性格上、丁端の綴じ紐部分は残念ながら所々視認することができない。しかし前後の文脈から概ね内容が推察できるため、綴じ紐を外しての写真撮影・翻刻は今回実施しなかった。

おおよそ、日記は一日ごとに天気、前日からの宿所、当日の宿所、日付、御供の名附、本文（訓三郎一行の旅程）という順でまとめられている。なお、御供は鳩太郎のほかと同役（二丸御広敷御番）の神山喜一郎（御道中目附役が忙しい場合、目附役も担当）、同・小林半太夫、御祐筆御雇の藤木伝之助が随行した^{iv)}。当初は村本郡助も御供に参加していたが、病気により瀬高（現福岡県みやま市瀬高町）から早々に熊本へ引き返している。

また、御供の名附右肩には「明（もしくは「朝」）」「昼」「夕」と記されている場合がある。日記の巻末に記されている「凡例」によると、御附役・御目附・御広敷御番の三役総勢八名で「御不寝者」（寝ずの番）を半夜交代、一人ずつ勤めたようであり、「明」「昼」「夕」の注記はこの御供役の輪番に関するものとみられる。

ちなみに「凡例」部分には当該日記の記述について、次のような

方針がまとめられている。

① 朝の御供揃は定例朝六時（午前六時頃）と決まっていたため、日記には「例刻」とばかり記した（ただし、時刻が前後する場合はそれぞれ注記）。

② 道中の休憩はいちいち書き留めることが出来なかったため、江戸に到着後、御道中御行頭の曾林健左衛門が記していたものをそのまま書き写した。

③ 道中御供は少人数であったため忙しく、日記の控え漏れもあった。江戸到着後、手控を参考に調べ直したため、記述に齟齬や漏れが出ることも考えられる。間違いについては校正を期す。

④ （既述）三役八人にて「御不寝者」を半夜交代、一人ずつ勤務。

このうち、②・③項目を見る限り、当該日記は訓三郎一行の江戸到着後、鳩太郎の上役へ記録として提出された可能性も考えられる。

訓三郎一行の行程について

当該日記から読み取れる、訓三郎以下御供一行の行程はどのようなものであったのだろうか。

七月十九日、朝五ツ半（午前九時頃）に御供揃のうえ、一行は熊本城二の丸を出発した。九ツ（午後十二時頃）に御馬下^v（現熊本市北区四方寄町）へ到着したものの、昼食の弁当が誤って植木で準備されるというハプニングに見舞われる。すぐに御供役の小林半太夫が馬上早打で植木まで弁当を回収に向かい、御馬下へと戻って事

なきを得た。結局八ツ時過ぎ（午後二時過ぎ）に同所を出発し、この日は七ツ時過ぎ（午後四時過ぎ）に宿泊所の植木御茶屋^{vi}へと到着した。この日から約二ヶ月に及ぶ旅が始まったのだが、以下、行程を列記する。なお、後掲する行程略図も合わせて参照いただきたい。

七月

※（ ）内は現行地名

▽廿日 昼休は山鹿御茶屋、南関泊

▽廿一日 昼休は瀬高、府中^{vii}（福岡県久留米市御井町）泊

▽廿二日 昼休は松崎（福岡県小郡市松崎）、内野（福岡県飯塚市内野）泊

▽廿三日 昼休は飯塚（福岡県飯塚市）、木屋瀬（福岡県北九州市八幡西区）泊

▽廿四日 昼休は黒崎（北九州市八幡西区黒崎）、小倉（北九州市小倉）泊

▽廿五日 昼休は大里（北九州市門司区大里）、乗船にて関門海峡を通過し、下関（山口県下関市）

▽廿六日 昼休は小月（下関市小月）、舟木（山口県宇部市船木）泊

▽廿七日 昼休は下山中村（宇部市山中下山中）、小郡（山口県山口市小郡）泊

▽廿八日 佐波川にて支障あり、小郡滞留。昼頃出発し、宮市（山口県防府市宮市）泊

- 八月
- ▽廿九日 昼休は富海（防府市富海）、花岡（山口県下松市花岡）泊
- ▽晦日 昼休は玖珂本郷（山口県岩国市本郷）、岩国の錦帯橋を通行し、関戸（岩国市関戸）泊
- ▽朔日 昼休は玖皮（広島県大竹市玖波町）、二十日市（広島県廿日市市）泊
- ▽二日 昼休は草津（広島県広島市西区草津）、広島城下を通行し、海田（広島県安芸郡海田町）泊
- ▽三日 昼休は貫田村（広島市安芸安芸区上瀬野）、西條四日市（東広島市西条本町）泊
- ▽四日 昼休は滔市（白市カ。東広島市高屋町白市）、奴田本郷（広島県三原市本郷）泊
- ▽五日 昼休は三原（三原市）、尾道（広島県尾道市）泊
- ▽六日 昼休は今津（広島県福山市今津）、神辺（福山市神辺）泊
- ▽七日 昼休は七日市（岡山県井原市七日市）、矢懸（岡山県小田郡矢掛町）泊
- ▽八日 昼休は河部（岡山県倉敷市真備町川辺）、板倉（岡山市北区吉備津）泊
- ▽九日 岡山城下通行後、昼休は藤井（岡山市東区藤井）、片上（岡山県備前市片上）泊
- ▽十日 昼休は三石（備前市三石）、有年（兵庫県赤穂市有年）泊
- ▽十一日 昼休は鵜（兵庫県揖保郡太子町鵜）、姫路（兵庫県姫路市）泊
- ▽十二日 昼休は加古川（兵庫県加古川市）、大蔵谷宿泊の予定が大久保（兵庫県明石市大久保町）泊へ変更
- ▽十三日 昼休は大蔵谷（明石市大蔵谷）、兵庫（兵庫県神戸市兵庫区）泊
- ▽十四日 昼休は住吉町（神戸市東灘区住吉町）、西宮（兵庫県西宮市）泊
- ▽十五日 大坂洪水を知らせる飛脚到着。この日は西宮に滞留
- ▽十六日 昼休は神崎（大阪府尼崎市神崎町）、大坂御屋敷（大阪市北区中之島）泊
- ▽十七日 淀川筋洪水につき、大坂滞留
- ▽十八日 大坂滞留
- ▽十九日 大坂御屋敷内の御船入より乗船。淀川筋を上って薄暮ころ江口（大阪府東淀川区江口）にて食事。その後、さらに川を上り枚方（大阪府枚方市）泊
- ▽廿日 御供の小林半太夫、訓三郎の代参として伊勢へ派遣
九ツ過（午後十二時過ぎ）に伏見御茶屋（京都府京都市伏見区）着
伏見屋敷御出入りの町人など、御門外御通行筋にて御目見が行われる

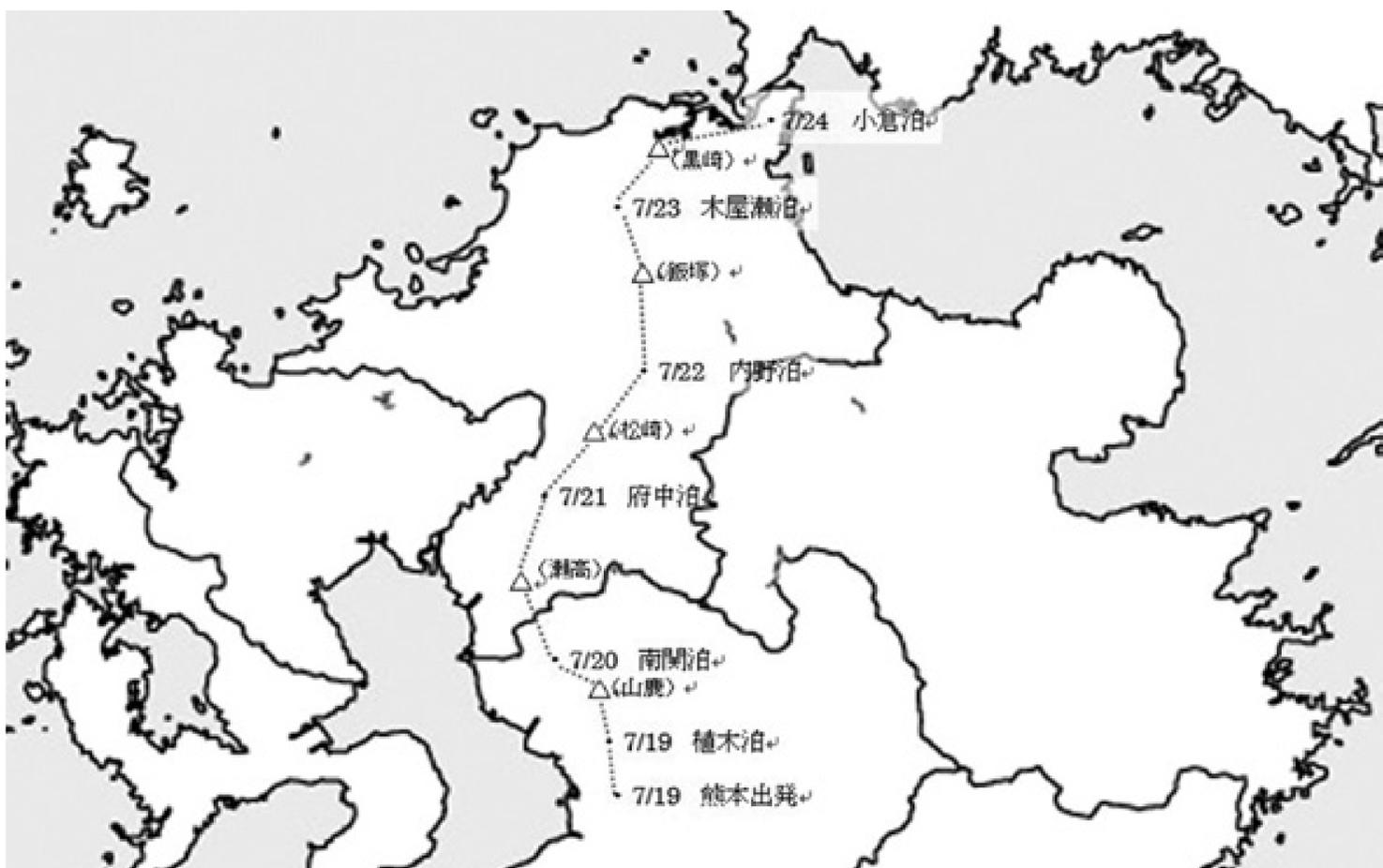
- ▽廿一日 昼休は大津（滋賀県大津市）、三井寺奥の院を訪問。草津（滋賀県草津市）泊
- ▽廿二日 昼休は石部（滋賀県湖南市石部）、土山（滋賀県甲賀市土山）泊
- ▽廿三日 昼休は関（三重県亀山市関）、石薬師（三重県鈴鹿市石薬師）泊
- ▽廿四日 昼休は四日市（三重県四日市市）、桑名（三重県桑名市）泊
- ▽廿五日 桑名より乗船。八ツ時（午後2時頃）宮^{viii}（愛知県名古屋市熱田区）泊
- 訓三郎、熱田宮へ参詣
- ▽廿六日 昼休は池鯉鮒（愛知県知立市）、岡崎（愛知県岡崎市）泊
- ▽廿七日 昼休は赤坂（愛知県豊川市赤坂町）、吉田（愛知県豊橋市）泊
- 伊勢代参に派遣されていた小林半太夫、合流
- ▽廿八日 昼休は白須賀（静岡県浜名郡白須賀町）、荒井（新居の関所を越え、乗船。舞坂（静岡県浜松市西区舞阪町）泊
- ▽廿九日 昼休は浜松（浜松市中区）、袋井（静岡県袋井市）泊
- 九月
- ▽朔日 昼休は日坂（静岡県掛川市日坂）、大井川を越えて藤枝

- （静岡県藤枝市）泊
- ▽二日 昼休は鞠子（静岡県静岡市丸子）、由井（静岡市清水区由比）泊
- ▽三日 昼休は吉原（静岡県富士市吉原）、三島（静岡県三島市）泊
- ▽四日 昼休は箱根（神奈川県足柄下郡箱根町）、箱根関所を通行し、小田原（神奈川県小田原市）泊
- ▽五日 昼休は大磯（神奈川県中郡大磯町）、藤沢（神奈川県藤沢市）泊
- ▽六日 昼休は保土ヶ谷（神奈川県横浜市保土ヶ谷区）、川崎（神奈川県川崎市川崎区）泊
- 同日夜、太守様（細川斉護）からご酒肴頂戴。
- 翌九月七日、例刻（朝六ツ時）に川崎を出立した一行は、六郷川（多摩川下流）を越えて南大森、南品川へと至った。南品川で訓三郎は馬から駕籠へ乗り換え、惣御供の行列を整え、たうえで江戸府中へと入る。そしてついに四ツ半時過ぎ（午前十一時ころ）、訓三郎一行は細川家白金御屋敷へ到着した。
- 訓三郎は「御屋形様御玄関」より屋敷へと入り、「御屋形様」^{ix}と鳳台院（亡兄・慶前の室）との対顔を果たす。鳩太郎ら御供の面々にもこの白金屋敷で酒肴と吸い物が振舞われ、旅の疲れを慰労されている。そして九ツ時（正午）過ぎには同所を出立し、八ツ時（午後二時）ころに龍之口の屋敷へと入り、「太守様」（藩主・細川斉護）はじめ上役衆へと対顔した。御供一行にはここでもまた慰労の膳が

供された。二ヶ月近くに及んだ訓三郎一行の参府がここに完了したのである。

無事に参府の役を果たした鳩太郎たちであったが、神山喜一郎、小林半太夫、吉田鳩太郎にはそのまま「訓三郎様御側勤当分」を命じる旨が、中老沢村宇右衛門より御裏方御用人を通じて言い渡された。

この後、鳩太郎は翌嘉永二年（一八四九）に訓三郎（慶順）近習本役へと進み、江戸で訓三郎の元服を見届ける。さらに、嘉永四年（一八五二）には「御近習一統」（御中小姓御小姓役之次座）を勤めるに至り、年若い慶順を支えていくこととなった。この嘉永四年に記した日記の紹介については別稿を期したい。



旅程図（九州）※△印括弧書は休憩場所。以下同



旅程図（中国地方①）



旅程図（中国地方②）



旅程図 (近畿地方)



旅程図 (東海地方)



旅程図（関東地方）

- i 大浪和弥「熊本博物館所蔵の吉田家文書」（『熊本博物館館報』22 二〇〇九年度報告）所収、二〇一〇年）
- ii 木山貴満「吉田家文書上京公私諸控」（『熊本博物館館報』26 二〇一三年度報告）所収、二〇一四年）
- iii 木山貴満「吉田如雪の明治一〇年日記について」（『熊本博物館館報』27 二〇一四年度報告）所収、二〇一五年）
- iv 細川藩政史研究会『熊本藩年表稿』（一九七四年）、三一九頁及び三七一頁参照。諡号・泰樹院。
- v 鳩太郎は裏表紙への書き込みで、「引返御供」と記している。これは訓三郎の前年の帰国を念頭に置いたものだろう。
- vi 御供にはそのほかに堤久左衛門（七月廿一日条）、江口（八月廿二日・同廿四日・同廿七日・九月七日条）、今井（九月七日条）の名が見える。江口は八月廿一日条によると「御宿御番」役を勤めていた。堤・今井については現在詳細不明である。しかし、いずれも限定的な参加とみられるため、鳩太郎らと同様の御供定役として随行した訳ではないだろう。
- vii 休憩所の堀内（赤木）家住宅を指す。現在も「御馬下の角小屋」として保存・公開されている。
- viii 植木町は元禄以後、宿筋御便利の訳を以って町建てされ、御茶屋もここに置かれた（熊本県教育委員会『熊本県歴史の道調査―豊前街道―』、一九八三年）。以来、細川氏はもちろんとして幕府巡検使、島津氏・相良氏などが同所を利用してきている。
- ix 十世紀から十一世紀にかけて国府が置かれていたとの伝承にちなみ、明治二十二年（一八八九）以前は府中と称されていた。
- x 東海道四十一番目の宮宿。熱田宿とも。
- xi この「御屋形」は熊本城二の丸御屋形を指すものと見られ、「御屋形様」は細川興昌（刑部家）と考えられる。

【資料翻刻】吉田家文書 (嘉永元年日記)

一 晴夕雷雨 植木泊り

嘉永元年七月十九日 神山

御馬下迄 小林

惣御供 神山 村本 (御馬下より御供立)

小林 吉田

一 今朝五ツ半時之御供揃二而御機嫌能二丸被遊御発途、九時比御馬下御着、此処二而御昼被召上候筈之処、少間違有之、御小弁当植木御泊りへ持越候二付小林半太夫馬上早打二而御泊り迄被差越、御小弁当持帰り其上二而被召上候事、八時過此処御立、七時過植木御茶屋御着被遊候事

一 御郡代早川十郎兵衛、於御居間被召出候事

一 二丸御附不破大作、右同断

植木明 南関泊り 昼御供 夕御供

晴同廿日 神山 村本 村本 神山

小林 吉田 吉田 小林

一 今朝六時過植木御立、廣町御小休九時前山鹿御茶屋御着

一 御郡代上村専右衛門被召出候事

一 九半時比山鹿御立、岩村肥猪村両所御小休、七半時比南関御茶

屋御着

一 御郡代江嶋伝左衛門、当所御口合御番三宅九兵衛被召出候事

一 村本不快二而今泊より引入下宿二而致保養候、然処御供共八欠成二而相済候事

南関明 府中泊り 昼御供 夕御供

晴同廿一日 吉田 神山 神山 吉田

小林 小林 堤久左衛門

一 今朝六時南関御立、原町御小休九時比瀬高御昼比御着

一 村本郡介、病氣寸斗快無之、当御昼より依願御國元江被差返候事

一 九ツ半比瀬高御立、尾崎村宿ノ町一條町三所御小休二而七ツ半時比府中御着

一 今晚藤木伝之助御案内役之場御免二而、御廣敷之場一偏二被仰付候事

(「廿二日」の日付、一行分欠行カ)

一 例刻府中御立、古閑茶屋御小休、松崎御昼休、此処二而朽木内匠方被召出候事 (江延より下り) 四半時比当処御立、松熊村山家

西山茶屋冷水峠四ヶ所御小休二而、七ツ時過内野御着

内野明 木屋瀬泊り

晴同廿三日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 例刻内野御立、天道町御小休、御昼休飯塚、小竹村直方村両所

御小休二而、御泊木屋瀬江暮前御着被遊候事

木屋瀬明 小倉泊り

晴同廿四日 神山 吉田 吉田 神山

一 例刻木屋瀬御立、石坂茶屋御小休二而四ツ半時比黒崎御昼休御着、九ツ半時比同所御立、大蔵村御小休、八ツ時過小倉御着

晴夕雷雨 小倉明 下関泊り 大里迄御供 御船中

同廿五日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 今朝六半時比小倉御立、五時過大里御昼休御着、四ツ半時過御乗船、汐合等御都合宜九時過下関御泊御着岸、夕方阿弥陀寺御登山什物等被遊御覽候事

晴夜雨 下関明 舟木泊り

同廿六日 神山 吉田 吉田 神山

藤木 藤木 藤木 小林

一 例刻下関御立、段ノ浦長府鞍馬町三ヶ所御小休二而四ツ半時過小月御昼休御着、九半比同所御立、吉田石炭厚狭市^{アサイチ}三ヶ所御小立二而七時比舟木御泊御着

雨 舟木明 小郡泊 朝 夕

同(マ、) 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 例刻舟木御立、木田村御小休、四時比下山中村御昼へ御着、九

時比同所御立、八半時比小郡御泊御着

一 經詩御復読(今日より御開卷) 吉田
一 靈感【頁折れのため判読不可】

同廿八日 神山 吉田 神山 吉田

小林 藤木 小林 藤木

一 今朝宮市佐波川二支之注進有之、依而当駅御滞留被遊候

一 御読書 詩經御復読 吉田

一 昼比佐波川明候由二而当駅御発途、立石台道村佐野多尾三ヶ所御小休二而、暮前宮市御着、其上二而当駅八幡宮御社参、尤御忍二而御出被遊候事

雨 宮市明 花岡泊

同廿九日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 今朝例刻当駅御立、濱野市御小休二而富海御昼休、御昼後戸田村御小休二而七時過花岡御泊御着被遊候

雷雨 花岡明 関戸泊

同晦日 神山 吉田 吉田 神山

小林 藤木 藤木 小林

一 例刻花岡御立、窪市峠市今市中山多尾高森五ヶ所御小休二而九時比玖珂本郷御昼休御着、九半時比同所御立、欽明寺柱野御小

一 休、然処御庄川ニ支之注進有之、依而岩国へ御通行被遊度段御使者藤井七右衛門を被差越候、此左右相分候迄柱野御滞座、八半時過差支無之様子相分り、直ニ同所御立被遊候、岩国錦帯橋御通行之節ハ薄暮、夫より岩国川伝畑道御通行、陰阻故夜五時過関戸御着被遊候事

晴 関戸明 二十日市泊 陸御供 舟中御供

八月朔日 吉田 神山 神山 吉田 神山

藤木 小林 藤木 小林

一 例刻当駅御立、梶ヶ多尾御小休、此処ニ而白金御馬御国へ被差下候を被遊御覽候事、四半時過玖皮御昼休御着、九時過当所より御船ニ而宮嶋へ御参詣被遊、八半時比宮嶋御着岸、所々御巡覽其後町中ニ御小休御小弁当【頁折れで判読不可】

同二日 神山 吉田 吉田 神山

小林 藤木 藤木 小林

一 例刻当駅御立、琴野多尾御小休ニ而草津御昼休、御昼後廣嶋御城下御通行、岩鼻御小休ニ而八半時比海田御泊御着被遊候事

一 御読書 詩経御復読 吉田

陰 海田明 西條四日市泊

同三日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 例刻海田御立、中野村御小休ニ而四半過御昼休、貫田村（或ハ一貫田町、一貫田）御着、九ツ時過同所御立、大山多尾御野立ニ而七ツ時比御泊西條四日市被御着候事

一 御読書 詩経御復読 吉田

晴 西條四日市明 奴田本郷泊

同四日 神山 吉田 吉田 神山

小林 藤木 藤木 小林

一 例刻西條四日市御立、松小山御小休ニ而四半時過御昼休滔市御着、九時過同所御立、新庄村小原ニケ所御小休ニ而七時前御泊奴田本郷御着被遊候、其上ニ而本郷川近辺御遊行、暮比御本陣へ御帰宿被遊候事

晴 奴田本郷宿 尾道泊

同五日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 例刻奴田本郷御立、木ノ濱御小休ニ而四ツ時過三原御昼休御着、九ツ時前同所御立、糸崎八幡・福地両所御小休ニ而七ツ時前御泊尾道被遊御着候、其上ニ而同所浄土寺江御登山、什物等被御覽暮過御帰泊被遊候事

一 御読書 詩経御復読 吉田

晴

同六日 神山 吉田 吉田 神山

小林 藤木 藤木 小林

一 例刻尾道御立、四半時比今津御昼休御着、九時過同所御立水ノ

越中津原御小休ニ而八ツ半時比神辺御着駛被遊候事

一 御読書 詩經御復読 吉田

晴 神辺明 矢懸泊

同七日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 例刻神辺御立、高屋御小休ニ而四ツ半時比七日市御着、九時過

同所御立、小田村御小休ニ而八半時比矢懸御泊被遊御着駛候事、

当宿本陣裏門前川辺御遊行ニ而無程御帰泊被遊候事

陰夜風雨 矢懸明 板倉泊

同八日 神山 吉田 吉田 神山

小林 藤木 藤木 小林

一 例刻矢懸御立、藤棚御小休ニ而四ツ半時比河部御昼休御着、九

時過比同所御立、山ノ手村御小休ニ而七時比板倉御宿入、直ニ吉

備津宮御参詣ニ而宝物等御覽、暮前本陣御着泊被遊候事

強風雨 板倉明 片山泊

同九日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 例刻板倉御立、三門二本松両所御小休、岡山御城下御通行、九

時比御昼休藤井御着、九半時比同所御立ニ而一日市・賀々戸村

二ヶ所御小休ニ而七時比片上御泊御着被遊候事

一 今朝より強風雨ニ而御途中御供辛勞いたし旨ニ而御着泊之上、

惣頂戴■(虫損) 酒御吸物御肴御側之面々江者甘酒等も頂戴

被仰付候事

晴

同十日 神山 吉田 吉田 神山

小林 藤木 藤木 小林

一 例刻片上御立、当町逃レハ八幡宮御参詣、夫より入中村御小休

ニ而四半時過御昼休三石御着、九時過同所御立、梨ヶ原御小休ニ

而七時比有年被遊御着駛候事

晴 有年明 姫路宿

同十一日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 例刻有年御立、鶴■片嶋両所御小休ニ而九時比鶴御着、九半時

比同所御立、山田村御小休ニ而七半時比姫路御着被遊候事

晴夕雨 姫路明 大久保泊

同十二日 神山 吉田 吉田 神山

小林 藤木 藤木 小林

一 例刻姫路御立、御着、豆崎両所御小休ニ而九時前御昼休加古川御着、九半時比同所御立、西長池御小休、七時比大久保■御着今晚御泊者大蔵谷と初発より御休泊相究居候処差支有之、俄ニ大久保ニ御泊相改候事

雨夕晴 大久保明 兵庫泊

同十三日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 昨夜大久保御泊りより少々御熱氣被為在御不豫ニ付、今朝六半時過大久保御立、大蔵谷御昼休ニ而舞子濱、三ノ谷、東須磨三ヶ所御小休ニ而、兵庫御泊りへ七半時被遊御着候事、今日御泊も西宮之御極りニ而候処、前条御不例ニ而当駅ニ御泊り相改候事、尤御不例今日之処ハ大概御清解

晴 兵庫明 西宮泊り

同十四日 神山 吉田

小林 藤木

一 御不例御清解

一 例刻兵庫御立、イツヤ村御小休、四ツ半時比住吉町御昼休御着、九時過同所御立、八半時過西宮御着被遊候事

一 今夕大坂より御飛脚着、同所洪水ニ而水勢次第ニ相増居、御屋敷内船ニ而往来、御茶屋御庭内水深サ式尺余有之、惣而水一丈余、近年珍敷出水ニ付明十五日御着坂之筈ニ候得共、西宮御滞留

被遊候様御目附藤木津志馬より御供御用人迄申出ニ付、当駅御逗留被遊候事

雨 西宮明 同所昼詰泊 同所夕番

同十五日 吉田 神山 吉田

藤木 小林 藤木

一 御滞留

一 今夕大坂減水之御注進有之候付、明朝当駅御発途之段被仰出候事

一 御読書

一 御跡より別途被差立候御女中并御近習御目附西小八郎、御医師金子民円、今日当駅着、御機嫌伺とゞ御本陣へ罷出候付被召出、御酒御肴御吸物等頂戴被仰付候、其内御居間向奥之御形ニ而奥通し、外御次へ罷出居候事

陰夕晴 西宮明 大坂泊

同十六日 神山 吉田 吉田 神山

小林 藤木 藤木 小林

一 例刻西宮御立大物橋御小休ニ而四半時比御昼休神崎御着、九時比同所御立、十双村御小休ニ而八時比大坂御屋敷江御着被遊候、夕方御屋敷内御宮へ御社参被遊候事、御平服

一 御目附藤本津志馬、田代儀左衛門御目見申上被召出候事

陰 明 昼泊 夕番

同十七日 吉田 神山 吉田

藤木 小林 藤木

一 今度淀川筋洪水ニ而川塘所々損所有之、御通船難相成ニよつて御滞坂、昼内御席書共被遊、且夕方定府之子弟劍術稽古被遊御覽候、小野派一刀流引廻佐久間敬■等罷出候事

一 出方則被召出候事

晴 明 昼詰泊 夕

同十八日 神山 吉田 神山

藤木

一 御滞坂

一 今朝六半時比之御供揃、御忍ニ而住吉天王寺辺御遊行、七ツ時前被遊御帰座候事

一 小林伊勢御代参被仰付候付、今日より用意とゞ当番御免之事

吉田頼

御供 神山 藤木

晴 明 昼 淀船御供

同十九日 吉田 神山 神山

藤木 小林 吉田 (小林跡操上り)

一 今日四ツ半時御供揃御屋敷内御船入より御上船、淀川筋御上り、薄暮江口ニ而暫御滞船御飯被召上、暮過より御上り夜九時比枚方御着船、爰ニ御繫舟被遊候事

一 小林半太夫今日より御先ニ乗船■候事

晴 淀船より昼迄

同廿日 神山 吉田 伏見泊り

吉田 藤木

一 今暁七時枚方御出船、九時過伏見御茶屋江被遊御着候事

一 京都御留守居白杉仙九郎、伏見御茶屋番牧田寿太郎并京伏見御

出入之諸町人迄、御門外御通行筋ニ罷出御目見申上候事

陰夕晴 伏見明 草津泊

同廿一日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 藤井 藤木

一 例刻伏見御立、谷口村、追分両所御小休ニ而、九時前大津御昼休御着、九半時比同所御立三井寺御登山ニ而奥院江茂被為入、夫

より義仲寺へ御立寄、左候時瀬田、月輪新田ニヶ所御小休ニ而七

ツ時過草津御泊江被遊御着候事

一 小林昨十九日より伊勢へ被差越候付御供立ハ御宿御番江口【以

下、一行分頁折で読めず】

晴夕雨

同廿二日 神山 藤木 藤木 江口

一 例刻草津御立、桜木村御小休ニ而四半時比石部御昼休ニ御着、九時比同所御立、名伴村、田川茶屋、泉村、水口、大野村五ヶ所

御小休ニ而七ツ半時比土山御泊ニ被遊御着候事

晴 土山明 石薬師泊り

同廿三日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 藤井 藤木

一 例刻土山御立、猪鼻村坂ノ下ニケ所御小休、且又於坂下御小休、御近習御目附春木又太郎、河井清三郎、守永又右衛門、松浦儀右衛門御機嫌伺とゞ出方いたし候付被召出、但右之面々休息之下り也、四ツ半時比御昼休閑御着、於当駅泰樹院様御近習御次組脇野村伝左衛門、御附役志方司馬助兩人御機嫌伺とゞ出方、則被召出、九時過同所御立、御小休於東栄、御用人堀丹右衛門方御機嫌伺出方、右同様被召出候、左候而西、富田、庄野三ヶ所御小休ニ而七時前御泊石薬師被遊御着候事

晴 石薬師明 桑名泊り

同廿四日 神山 吉田 吉田 神山

藤木 藤木 江口

一 例刻石薬師御立、追分一ヶ所御小休ニ而四半時過四日市御昼御着、九半時比同所御立、東富田御小休ニ而七時前桑名被遊御着泊候事

一 御読書 詩経御復読 吉田

晴 桑名明 船中御供 宮夕番 宮泊

同廿五日 吉田 神山 吉田 吉田

藤木 藤木 神山

一 今朝六半時比桑名より御乗船（御召船并松平越中守様より御供船合而二艘之御馳走船）、順風ニ而八時前宮御着岸、一先御着宿被遊御忍ニ而熱田宮へ被遊御社参候事

一 御読書詩経御復読 吉田

晴 宮明 岡寄泊 吉田

同廿六日 神山 吉田 吉田 神山

藤木 藤木 藤井

一 例刻宮御立、鳴海、坂部町ニケ所御小休ニ而九時前御昼休池鯉鮒御着、九半時前同所御立、大濱茶屋、大橋茶屋兩所御小休ニ而夜六半時比岡崎御泊ニ被遊御着候事

一 御小休大濱茶屋三田無忍宅ニ而御席書被遊、同人江御筆被下候事

陰 岡崎明 吉田泊

同廿七日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 江口 藤木

一 例刻岡崎御立、藤川、法然寺兩所御小休ニ而九時前赤坂御昼御着、於当駅高見権右衛門方御機嫌伺出方、則被召出（御国へ下り也）、九半時比同所御立、御油、茶屋町兩所御小休ニ而暮比吉田御泊被遊御着泊候事

一 今夕小林半太夫伊勢御代参相仕舞、於当駅追付申上候へとも及深更候付被召出等者無之候事

晴 吉田明 舞坂泊

同廿八日 神山 吉田 吉田 神山

藤木 藤木 小林

一 例刻吉田御立、二川御小休二而四半時比白須賀御昼休御着、九時比同所御立、荒井御小休、左候而御関所御越、直二御乗船二而八半時比舞坂御泊江被遊御着候事

一 小林被召出候事

一 御読書詩経御復読 吉田

晴 舞坂明 袋井泊

同廿九日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 例刻舞坂御立、篠原、天神町、安間村三ヶ所御小休二而浜松御昼休御着、九時比同所御立、見附御小休二而袋井江被遊御着泊候事

晴 袋井明 藤枝泊

九月朔日 神山 吉田 吉田 神山

小林 藤木 藤木 小林

一 例刻袋井御立、原川村、掛川二ヶ所御小休二而九時前日坂御昼

休御着、九半時前同所御立、菊川金谷御小休、左候而無御滞大井川御越、嶋田、三軒家御小休二而暮前藤枝御泊へ被遊御着候事

晴 藤枝明 由井泊

同二日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 例刻藤枝御立、岡部、宇部谷峠二ヶ所御小休二而四半時比鞠子御昼休御着、九時比同所御立、弥勒町、小吉田、江尻、奥津、西倉澤五ヶ所御小休二而夜九時比由井被遊御着泊候事

雨

同三日 神山 吉田 吉田 神山

小林 藤木 藤木 小林

一 例刻由井御立、蒲原、岩淵両所御小休二而九時比吉原御昼休御着、九半時前同所御立、柏原、原、沼津三ヶ所御小休二而夜五ツ時比三島被遊御着候事

晴 三島明 小田原泊

同四日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 例刻三嶋御立、三ツ家、山中、甲石三ヶ所御小休二而九時前箱根御昼休御着、九半時比同所御立、箱根御関所御通行、左候而畑村、湯本御小休二而夜五時比小田原御泊二被遊御着候事

陰 小田原明 藤沢泊

同五日 神山 吉田 吉田 神山

小林 藤木 藤木 小林

一 例刻小田原御立、酒匂川村、梅沢御小休二而九時比大磯御昼御着、九半時比同所御立、南湖茶屋御小休二而暮比藤澤御泊へ被遊

御着候

一 御読書詩経御復読御卒業 吉田

雨 藤澤明 小田原泊

同六日 吉田 神山 神山 吉田

藤木 小林 小林 藤木

一 例刻藤澤御立、原宿、戸塚、信濃村三ヶ所御小休二而九時前保土ヶ谷御昼休江御着、九半時比同所御立、神奈川、生麦二ヶ所御小休二而七ツ時比川崎へ被遊御着候事

一 太守様御初上々様、的場範之允、当駅迄被差越候付被召出、御酒御肴等頂戴被仰付候、且又此節御出府二付御附役当分被仰付候清田新兵衛、御側勤当分并御雇当分被仰付候、本間治兵衛、今井武雄、阿部小才次罷出候付被召出、的場同様頂戴被仰付候、左候而本間今井兩人ハ直ニ明日御供立被仰付候旨ニ而、当駅迄被差越候事

同七日 神山 本間後藤木 本間江口小林今井

小林 吉田前今井 神山藤井吉田藤木

一 例刻河崎御立、六郷川渡より御馬上ニ而南大森、南品川両所御小休、四半時前南品川御立、御駕ニ而惣御供四半時過白金御屋敷御着、御屋形様御玄関より御上り被遊、御屋形様、鳳台院様被遊御対顔候事

一 御供■於白金御屋敷、御酒御肴御吸物御支度頂戴被仰付候事

一 九時過白金御屋敷御立、八時比龍ノ口御屋敷江御着、御玄関より御上り太守様御初上々様被遊御対顔候事

一 御供面々白金御屋敷ニ而之頂戴同様、当御屋敷ニ而も頂戴被仰付候事

一 神山喜一郎、小林半太夫、吉田鳩太郎、当年直ニ詰込被仰付訓三郎様御側勤当分被仰付旨、沢村宇右衛門殿より達ニ相成候旨ニ而、御裏方御用人中より申来候事

(裏表紙)

引返御供 御道中御目附手足 二丸御廣敷御番

不申節之御目附之場に居候 神山喜一郎

同 病氣ニ付依願瀬高之駅より御国許へ 同

被差返候 右同様 村本郡助

陰 川崎明 川崎より南品川迄 南品川より惣御供

引返御供 同 小林半太夫

引返御供

同 吉田鳩太郎

御出府ニ付御廣敷御番之場ニ而、御案内役之場村本被差返候後御案内役之場御免ニ而、御廣敷之場一偏ニ被仰付候事

御祐筆御雇

藤木伝之助

凡例

一 朝之御供揃者御定例六時と被仰出候付、例刻と計認置候、尤御刻限御速遅之節ハ夫々相認置申候事

一 御小休者一々ニ記え不申候付、達而御道中御行頭曾林健左衛門より認遣候俣記置申候

一 日記之儀御道中筋御人少御用繁ニ而、控漏茂有之候付、此節手控を以調直シ申候事ニ付、自然者齟齬漏脱茂難計事ニ付、間違之儀跡達而相分候分者引改相成候様有之度候事

一 御不寝者御附役御目附御廣敷三役八人ニ而、半夜替ニハ一人完相勤候事